

委員会提出議案第1号

取手市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和8年2月27日

取手市議会議長 山野井 隆 殿

提出者 議会運営委員会
委員長 金澤 克 仁

提案理由

委員会の会議を傍聴する際に、傍聴人受付カードに記入し受付箱に投入する手続を不要とするため、本条例の一部を改正するものです。

取手市議会委員会条例の一部を改正する条例

取手市議会委員会条例（昭和45年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(傍聴の取扱い)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前2項に定めるもののほか、委員会の傍聴については、取手市議会傍聴規則(昭和42年議会規則第1号)の例による。</u></p>	<p>(傍聴の取扱い)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 <u>委員会の会議を傍聴しようとする者は、取手市議会傍聴規則(昭和42年議会規則第1号)第4条に規定する傍聴人受付カードに必要な事項を記入し、受付箱に投入しなければならない。ただし、議員が会議を傍聴しようとするときは、この限りでない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>前3項に定めるもののほか、委員会の傍聴については、取手市議会傍聴規則の例による。</u></p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。